～中小企業者の皆様へ～

丸亀市融資制度をぜひご利用ください

～保証料及び支払った利子の一部を補給する制度があります～

丸亀市中小企業融資制度

【対象者】	・市内に営業所もしくは主たる事務所を有する会社(NPO法人も含む)、又は1年以上住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている個人 ※いずれも、市内で6か月以上同じ事業を営み、市税を滞納していない人で、県信用保証協会の保証対象となる業種。なお従業員数が、 ◆商業・サービス業…5人以下(ただし、宿泊業及び娯楽業については20人以下(NPO法人は除く)) ◆製造業・その他……20人以下
【取扱金融機関】	百十四銀行、中国銀行、阿波銀行、伊予銀行、四国銀行、香川銀行、徳島大正銀行、愛媛銀行、高松信用金庫、観音寺信用金庫、香川県信用組合
【融資限度額】	設備資金…**700**万円　運転資金…**500**万円　設備・運転資金…**700**万円
【返済方法】	72か月元金均等分割払(6か月以内で据置期間を置くことが可能)繰上償還も可能
【利率】	年**1.8%**
【保証人及び担保】	・原則として法人の代表者以外の連帯保証人は不要 ・県内に居住し、市町村税の滞納がなく、返済能力がある人　・原則として無担保
【その他】	■融資の申込みは、1借入申込者1口に限る。 ■中小企業融資を現在受けている人が、再度借入する場合は、返済期間の3分の2以上、約定どおり返済した場合可能。 ※このとき、中小企業融資等返済状況報告書の添付が必要。 ■保証料0.40%～1.55%　ただし、セーフティネット保証を利用する場合は、保証料が0.6%になります。 ※保証料は、県信用保証協会へお問い合わせください。(TEL087-851-0062) ■保証料補給金*1(保証料相当額)完済後3か月以内に申請　期限内に融資金を約定どおり完済した人。 ■利子補給金*1(年利1%相当額)毎年度6月末日までに申請　期限内に該当する年度の返還金を約定どおり返済した人。 *1市内に営業所もしくは主たる事務所を有する会社又は1年以上住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている個人で、市税を滞納していない人に限る。 ■県信用保証協会の保証対象とならない業種 農業、林業、漁業、風俗関連営業、風俗営業の許可を受けている飲食業、金融・保険業等 ■県信用保証協会の代位弁済を受け、その責務の履行が終了していない人及びその連帯保証人等は申し込み不可。

●お問い合わせは…**丸亀商工会議所**(TEL22-2371)まで

※なお、取引のある取扱金融機関へ事前にご相談されることをお勧めいたします。

花輪・寝台車・葬儀一式(会館葬)

㈲花輪のよしだ

〒763-0082　丸亀市土器町東6丁目195

寝台車受付24時間(0877)23-5500Fax(0877)23-7890

吉田葬祭会館

〒763-0082　丸亀市土器町東7丁目153

TEL・FAX(0877)21-5045

全国商工会議所会員のみなさまへ

会社経営のリスクへの備え、万全ですか?

就業中や通勤途中の事故による社員のケガ

労災事故による高額賠償

しっかり備えるなら!

従業員の安心と、経営リスクの軽減を両立!

業務災害補償プラン

会員事業者のみなさまが補償金・賠償金を支出することによって被る損害に備えるための制度です。

詳しい内容については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社 高松支店 丸亀支社　〒763-0032 丸亀市城西町2-4-24　TEL:0877-23-6111

さらにまもられる保険。

MS&AD 三井住友海上

まだ商工会議所の会員でない方を、ぜひご紹介ください。